

「県立酒田光陵高等学校いじめ防止基本方針」

山形県立酒田光陵高等学校

1 はじめに

いじめは人間として絶対に許されない行為です。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されません。いじめは全ての生徒に係る問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを目的として、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員は次のような姿勢でいじめ防止に取り組みます。

- ① いじめについて、教職員全員が共通理解を図ります。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。
- ③ 生徒・保護者等と、いじめについての認識を共有します。
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。
- ⑤ いじめの現場を見たときは毅然と対応します。

(2) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒について

次のような生徒については、個別の特性を踏まえ、適切な支援・指導を日常的・組織的に行います。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 被災生徒

(3) 生徒には次のような力を培い、いじめ防止に取り組みます。

① 培う力

- ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
- イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。

- ウ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力。
- エ ストレスに適切に対処できる力。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけない、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスを自己管理する力。
- オ 自己有用感、自己肯定感の育成。

② 取り組み内容

- ア 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業を展開します。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、ボランティア活動、社会貢献活動などを推進します。
- ウ 年次・部活動等での居場所づくりや仲間との絆づくりを推進します。
- エ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進します。
- オ 一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を提供します。

(4) 教職員による「いじめ防止等対策推進委員会」を組織し、いじめの防止等に関する次のような取り組みを行います。

《いじめ防止等対策推進委員会》

- 1 目的 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる組織を設置する。
- 2 構成員
 - 委員長：教頭 ○事務局長：生徒部長
 - 委員：環境保健部長、年次主任、養護教諭
(スクールカウンセラー)
 - 事務局員：生徒部
- 3 取組内容
 - ①学校基本方針に基づく取り組みの実施状況の検証
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報の収集記録、対応策検討

(5) 生徒の主体的な取組みによって、いじめを防止する意識と態度を育てます。

- ① 生徒会によるいじめ撲滅スローガンの策定
- ② リーダー研修会で意見交換する等、いじめ防止に資する生徒会活動

(6) PTA活動や家庭・地域と連携し、社会全体で生徒を見守ります。

- ① 「いじめ早期発見のための個別チェックシート」を配布します。
- ② 地域行事への積極的参加、学校行事への招聘等を工夫します。

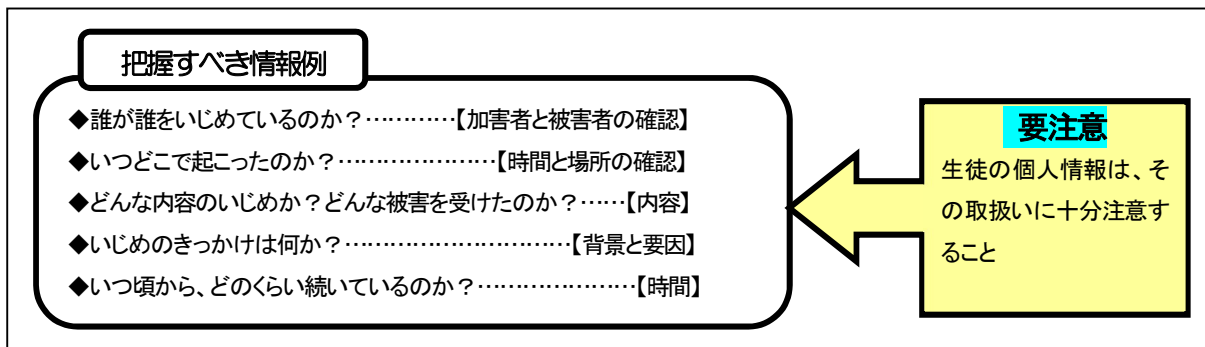
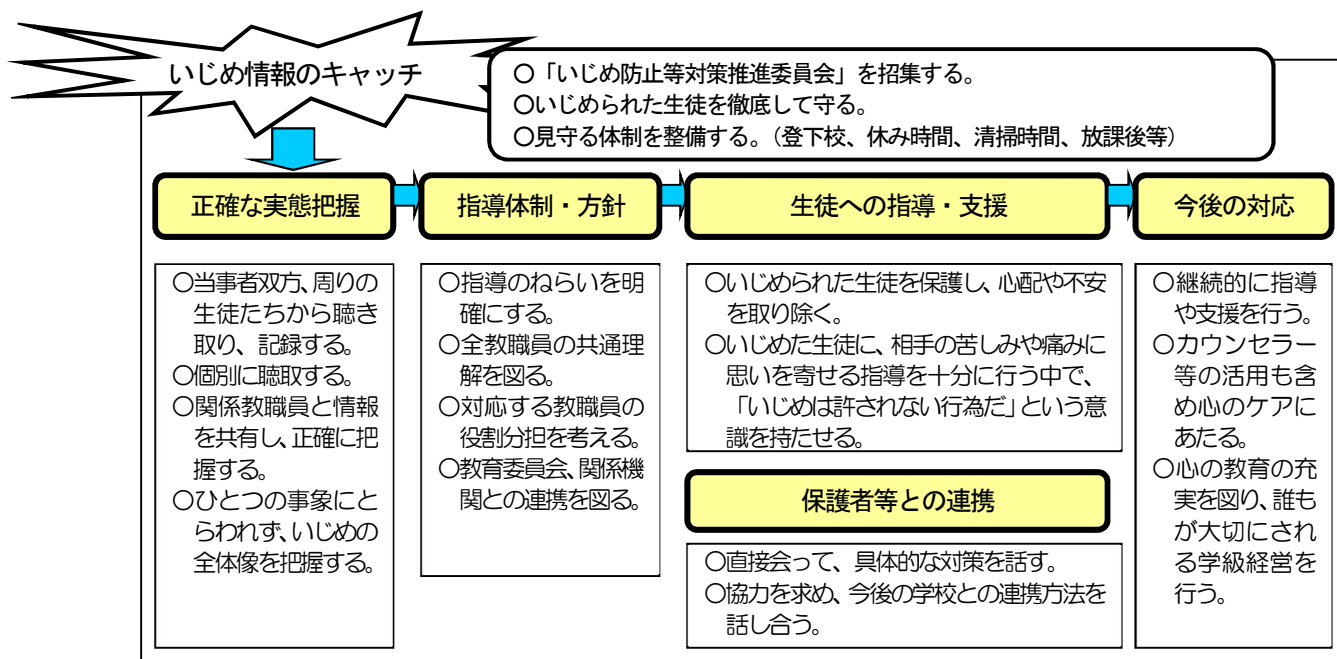
4 早期発見のための取り組み

(1) 教職員は「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫を重ねます。

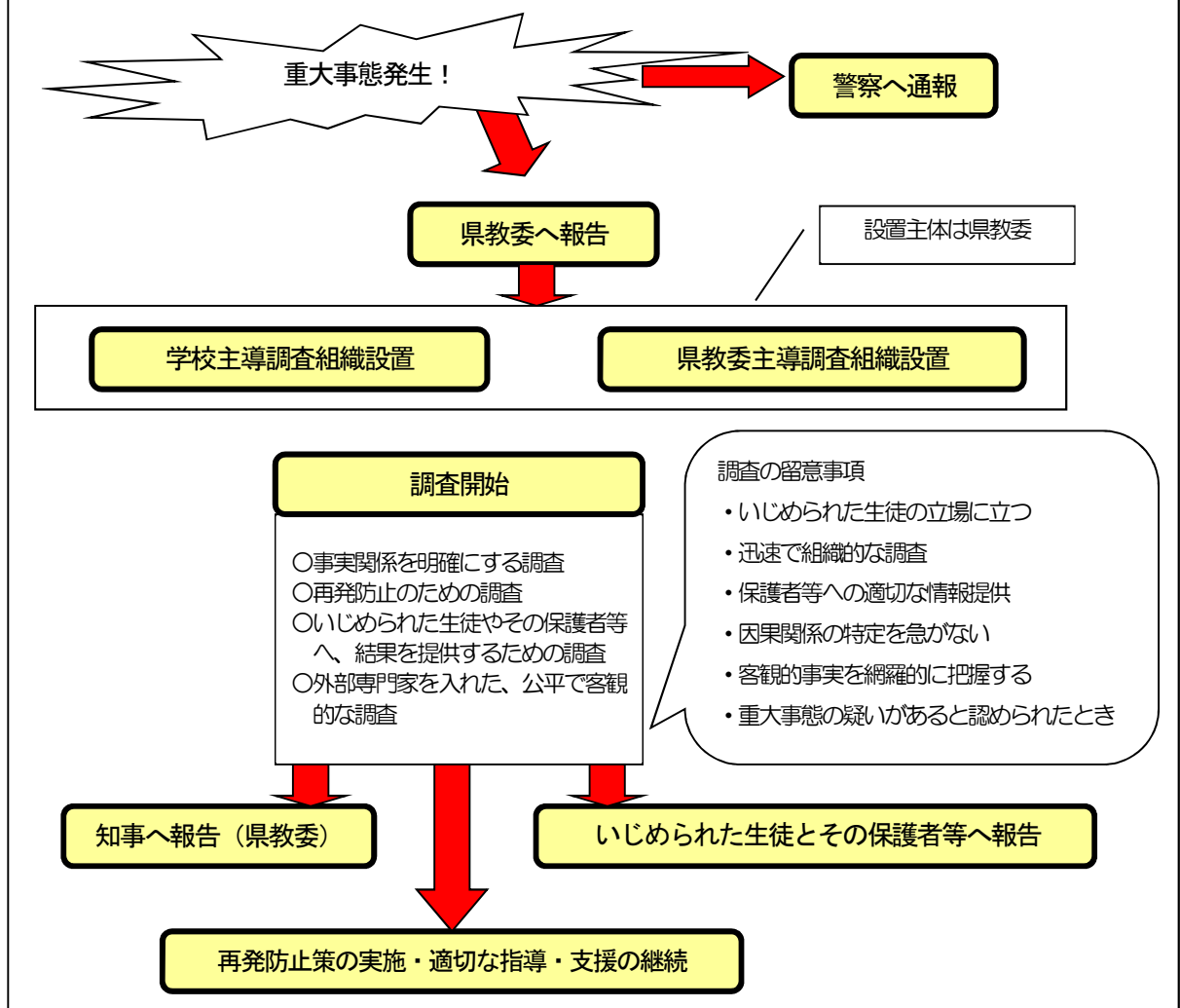
- ① 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さず、教職員相互が情報を共有し、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ② 面談週間を設定するなど、二者面談や三者面談の機会を充実させ、生徒がいじめについて相談しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 年2回「いじめ発見調査アンケート」を実施し、生徒がいじめについて相談しやすい環境をつくりまします。
- ④ 年2回「いじめに関する保護者アンケート」を実施し、生徒の様子について保護者等と情報を共有します。
- ⑤ 日頃から学校の相談窓口（スクールカウンセラー）を周知し、相談しやすい環境を整備し、一人で悩まず相談することの大切さを伝えていきます。

5 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめの情報をつかんだら、次の図をもとに、迅速に対応します。



重大事態発生後の対応フロー図



重大事態とは

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
 <「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース>
 - 生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の実態を理解できるよう、情報モラル教育を推進します。

《情報モラル教育の具体的内容》

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネット利用によるリスクを回避することにつながる。

- (2) ネット・メールの利用の仕方に係るルールを定め、生徒と保護者等へ周知します。
- (3) 「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について各家庭で話し合う機会を設けるよう働きかけます。

7 いじめの解消

次の2点を「いじめ解消」の要件とします。

(1) 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者生徒に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

(2) 「被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害者生徒本人及びその保護者等に面談等により確認する。

8 点検・評価と不断の見直し

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さずその実態を把握し対応したか、PDCAサイクルで検証し、改善に取り組みます。